

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 49 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 39 年ごろ、父親が「20 歳になると、国民年金に加入する義務がある。」と言い、私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれた。

その後、昭和 42 年 12 月に自分で有限会社を設立した後は、私が自分の国民年金保険料を納付書により(株)A 銀行 B 支店等で納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 8 月 1 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、20 歳に到達する 39 年 5 月にさかのぼって資格取得している。この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間は、現年度分保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、特例納付又は過年度納付によるのみ納付することが可能であるが、申立人からはこれらの納付方法に関しての具体的な申立てが無い。

また、申立人は、父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたが、昭和 42 年 12 月以降から申立人自身が銀行等で保険料を納付するようになったと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿(紙台帳)をみると、申立期間は未納となっており、行政機関の記録管理に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、父親が申立期間に係る国民年金の加入手続及び申立期間当初の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の父親は既に亡くなっており、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等について確認することができない。

加えて、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名は確認できない上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 39 年 4 月まで

私は、昭和 35 年 11 月に A (株) を退職した後、すぐに B (株) に入社し、39 年 6 月ごろ同社を退職するまでの期間、製造業務に従事していた。会社には近所に住んでいた同僚 (中学時代の同級生) と一緒に通勤していた。

申立期間について、当該同僚には厚生年金保険に加入した記録があるのに、私には加入記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間のころ B (株) に勤務していたものと推認することができる。

しかし、当該複数の同僚は、いずれも「申立人の具体的な勤務期間については分からない。」としており、申立人の勤務実態、期間について供述を得ることができなかった。

また、B (株) の事業主は、「申立期間から長期間が経過しているため、申立てに係る事実を確認できる資料が無い。」と回答していることから、当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が管理する健康保険記号番号順索引簿の記録を確認しても申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 9 月 30 日まで厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、申立期間当時、A株式会社B事業所（現在は、C株式会社B事業所）で筋肉労働者として働いていたので労働者年金保険の加入記録があるはずである。

なお、私は、昭和 60 年 9 月ころ、A株式会社B事業所長から受けた証明書を所持しているが、資格取得日が 17 年 6 月 1 日と記載されているので、申立期間について労働者年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

C株式会社B事業所が保管する当時の履歴簿から、申立人が申立期間当時、A株式会社B事業所のD課及びE課に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が労働者年金保険の適用を受ける筋肉労働者であったか否かについては、C株式会社B事業所ではこれに関する関係書類が保存されていないため確認できないほか、昭和 60 年当時のA株式会社B事業所長が申立人に対して交付した証明書に記載されている資格取得日についても、当該事業所は、その当時の関係書類が保管されていないため、当該証明書が労働者年金保険被保険者の資格取得日として証明したか否かは確認できないと回答している。

また、社会保険事務所が管理するA株式会社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無く、健康保険の

整理番号に欠番は無い上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらない。

さらに、申立人が挙げた同僚5名について、社会保険事務所が管理するA株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、同僚5名全員が昭和19年6月1日付けで厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、申立人についても、同日付けで厚生年金保険の資格を取得したものと考えられる。

なお、昭和19年6月1日から同年9月30日までは、厚生年金保険の準備期間であり被保険者期間は同年10月1日からの適用である。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月21日から32年7月1日まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入期間が確認できない旨の回答を受けた。

私は、昭和27年10月25日にA株式会社に入社したが、同社は昭和31年9月に倒産した。一方、同社の事業主は、他にB株式会社を経営していたことから、私は引き続き同社（B株式会社）に採用され、41年9月に同社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人がA株式会社から引き続きB株式会社において勤務していたものと推認することができる。

しかし、申立人が記憶している同僚3名の厚生年金保険の加入記録をみると、2名は入社と同時に厚生年金保険に加入している。一方、申立人と同じ業務内容であった同僚1名は、入社から7か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している状況が見受けられるなど、申立期間当時、事業主は、従業員ごとに異なった取扱いを行っていたことがうかがえる。

また、B株式会社の事務を引き継いだC株式会社の元事業主は、「B株式会社は昭和41年9月に全喪し、業種を変更したときに申立期間当時の関係資料をすべて廃棄しており、申立てどおりの届出や保険料の控除を行ったかは不明である。また、申立人が申立期間当時、B株式会社に勤務していたと思うが、申立期間当時の事業主及び給与事務担当者は、既に死亡し



ており当時の保険料控除等の状況を確認することはできない。」と回答していることから、申立人に係る厚生年金保険の適用や勤務実態について確認することができなかった。

さらに、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人は、昭和 32 年 7 月 1 日に資格取得と記録されており、申立期間（昭和 31 年 9 月から 32 年 7 月まで）について厚生年金保険被保険者の資格取得の状況を確認したが、資格取得した 10 名が資格取得日順に記録されており、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 22 日から 36 年 8 月 10 日まで

A株式会社を退職後、B（個人経営事業所）に勤務していた知人の紹介で当該事業所に就職した。私は、就職する際、事業所が健康保険及び厚生年金保険に加入していることを必ず確認した上で就職していた記憶がある。

申立期間当時、私のことがC新聞に掲載された記事を添付するので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C新聞の記事から、申立期間当時、申立人がBに勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、申立人を当該事業所に紹介した同僚は、申立期間において厚生年金保険に加入した記録が無いほか、同僚の中には入社時期より3年以上経過後に加入している者もみられるなど、申立期間当時、事業主が入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

また、Bの申立期間当時の事業主及び後任事業主が既に死亡しているほか、当該事業所が平成12年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間について社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認したが申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが

該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 58 年 5 月 1 日まで  
平成 19 年 9 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、申立期間において、株式会社Aで勤務していた。

また、昭和 57 年 8 月から同年 10 月までの期間にB病院に入院し、傷病手当金を受給した記憶があり、社会保険に加入していたことは間違いないので、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が株式会社Aに申立期間のうち昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 4 月 11 日まで勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が申立期間当時に同じ業務に従事していたと記憶している同僚 6 人の厚生年金保険の加入記録をみると、4 人については当該事業所において厚生年金保険の被保険者となった記録が無いほか、ほかの同僚については入社して 3 年以上経過した後に厚生年金保険に加入している状況が確認できるなど、申立期間当時、事業主が入社したすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていない実態が見受けられる。

また、事業主は、「申立期間当時の関係資料が保存されておらず、申立てどおりの届出や保険料の控除を行ったかは不明である。」と回答している。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが申立人の氏名は無く、申立人の氏名につ

いて複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

加えて、申立人は、申立期間について国民健康保険に加入していたことがC市への照会結果から確認できることから、申立人が、申立期間当時、厚生年金保険と同時に加入することになる政府管掌健康保険に加入していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。